

## 第4章 事故災害対策

### 第1節 航空災害対策

関係機関：総務課 企画調整課 健康福祉課 建設課 不破消防組合 消防団

#### 第1項 災害予防計画

##### 1 対策の方針

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対応するため、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

##### 2 情報の収集・連絡関係

###### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

町は、航空運送事業者、県及びその他防災関係機関と連携して、航空災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

町は、機動的な情報収集活動を行うため、県と連携して、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

###### (2) 通信手段の確保

町は、県及びその他防災関係機関と連携して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。また災害時の情報通信手段については、平常時からその確保に努めるものとする。

##### 3 災害応急体制の整備関係

###### (1) 職員の体制

町は、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。また必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

###### (2) 防災関係機関相互の連携体制

町は、県、航空運送事業者及びその他防災関係機関と応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時から連携の強化に努めるものとする。

##### 4 搜索、救助・救急、医療及び消火活動関係

###### (1) 救助・救急活動関係

町及び不破消防組合は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、化学消火薬剤等の備蓄及び消火ポンプ自動車、化学消防車等の消防用機械・資

機材の整備促進に努めるものとする。

(2) 医療活動関係

町及び不破消防組合は、県と連携して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

(3) 捜索活動支援関係

町は、迅速かつ効率的な捜索支援活動を実施するため、ヘリポートの整備等支援基盤の確保に努めるものとする。

(4) 消火活動関係

町は、平常時より関係機関相互間の連携の強化を図るものとする。

5 緊急輸送活動関係

町は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、関係機関と連携して、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

6 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町は、県、放送事業者等と連携して、航空事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。また、被害者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

7 防災関係機関の防災訓練の実施

(1) 防災訓練の実施

町は、県、警察、航空運送事業者及びその他防災関係機関と、相互に連携した訓練を実施するものとする。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

町は、県、警察、航空運送事業者及びその他防災関係機関との訓練を行うに当たっては、航空事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど、実践的なものとなるよう工夫するものとする。訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

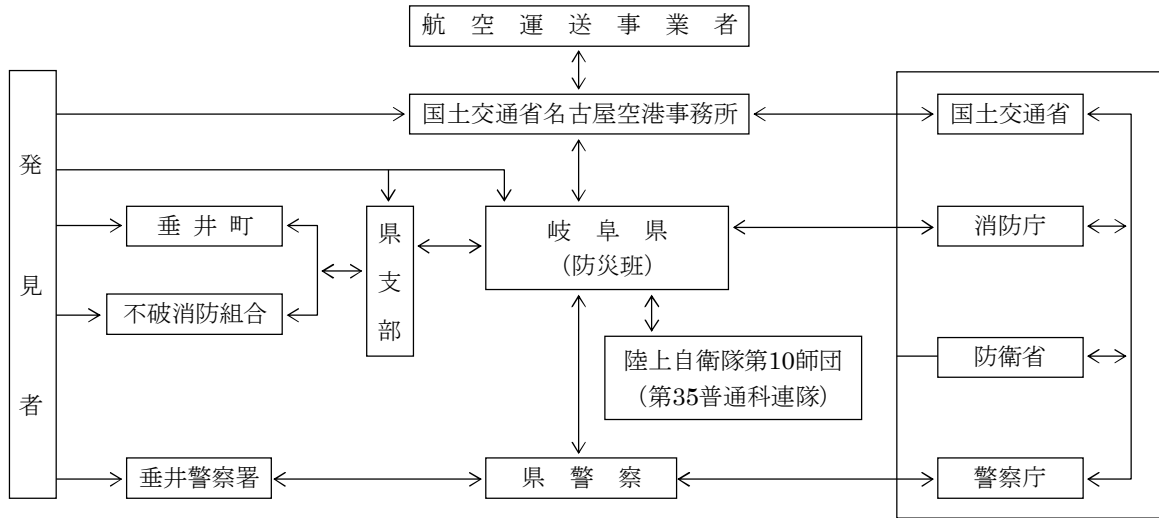
# 第1節 第2項 災害応急対策

## 1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

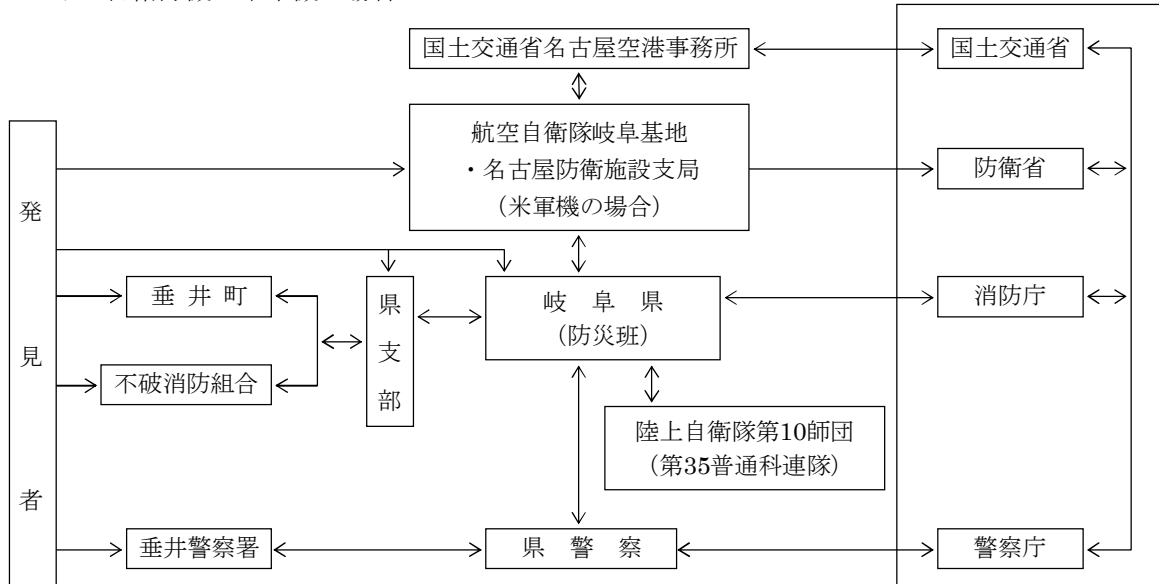
### (1) 災害発生時の情報伝達系統

航空災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

#### ア 民間航空機の場合



#### イ 自衛隊機・米軍機の場合



## (2) 応急活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

## (3) 通信手段の確保

町は、災害発生直後、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

## 2 活動体制の確立

(1) 町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

## (2) 広域的な応援体制

町独自では、十分な応急活動が実施できない場合は、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援の斡旋を要請するものとする。

## (3) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

## 3 救助・救急、医療及び消火活動

### (1) 消火救難及び救助・救急、消火活動

#### ア 町による救助・救急活動

町は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、「災害応援に関する協定（中部9県1市応援協定）」及び「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により県を通じて他の都道府県等に応援を要請するものとする。

#### イ 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

町は、民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、町からの要請等に基づき、また必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

#### ウ 消火活動

町及び不破消防組合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

町が発災現場でない場合、発災現場の市町村からの要請又は「岐阜県広域消防相互応援協定」等に基づき、町による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

#### エ 資機材等の調達等

町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

オ 緊急輸送のための交通の確保

町、道路管理者及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行うものとする。警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や道路状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。なお、町は、交通規制に当たっては、警察と密接な連絡をとるものとする。

4 被災者の家族等への情報伝達活動

- (1) 町は、航空運送事業者、県及びその他防災関係機関と連携し、被災者の家族等のニーズを十分に把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- (2) 町、航空運送事業者、県及びその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。
- (3) 情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。  
また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという住民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

一般対策計画
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
地震対策計画
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
原子力災害対策計画
第1章
第2章
第3章
第4章

## 第2節 鉄道災害対策

関係機関：総務課 企画調整課 健康福祉課 建設課 不破消防組合 消防団

### 第1項 災害予防計画

#### 1 計画の方針

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対応するため、安全情報の充実、安全な運行の確保、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

#### 2 鉄軌道交通の安全のための情報の充実

鉄軌道事業者は、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ等の配布等を行い、事故防止に関する知識を広く一般に普及するものとする。

#### 3 鉄軌道の安全な運行の確保

##### (1) 列車防護措置、運行管理体制の充実

鉄軌道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による路線又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防災無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるものとする。

##### (2) 線路防護施設の点検等

鉄軌道事業者は、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるものとする。

#### 4 鉄軌道車両の安全性の確保

鉄軌道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。また、鉄軌道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。

#### 5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### (1) 情報の収集・連絡関係

###### ア 情報の収集・連絡体制の整備

町、鉄軌道事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、鉄道災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、多様な情報収集手段を活用できる体

制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ 通信手段の確保

鉄軌道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。

町及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

町、鉄軌道事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町、鉄軌道事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係

ア 救急・救助活動関係

鉄軌道事業者は、鉄道災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、不破消防組合との連携の強化に努めるものとする。

町及び不破消防組合は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 医療活動関係

町及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材の備蓄に努めるものとする。また、あらかじめ鉄軌道事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ 消火活動関係

町は、平常時より関係機関相互間の連携の強化を図るものとする。鉄軌道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、町との連携の強化に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動関係

鉄軌道事業者は、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、鉄道災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めるものとする。

町、警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

(5) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、放送事業者等は、鉄道事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

(6) 防災関係機関の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、町の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。町、県、警察、鉄軌道事業者、防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

町、県、警察、鉄軌道事業者、防災関係機関が訓練を行うに当たっては、鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(7) 災害復旧への備え

鉄軌道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。

6 鉄軌道交通環境の整備

鉄軌道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努める。また、列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備充実に努めるものとする。

町、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。



## 第2節 第2項 災害応急対策

### 1 計画の方針

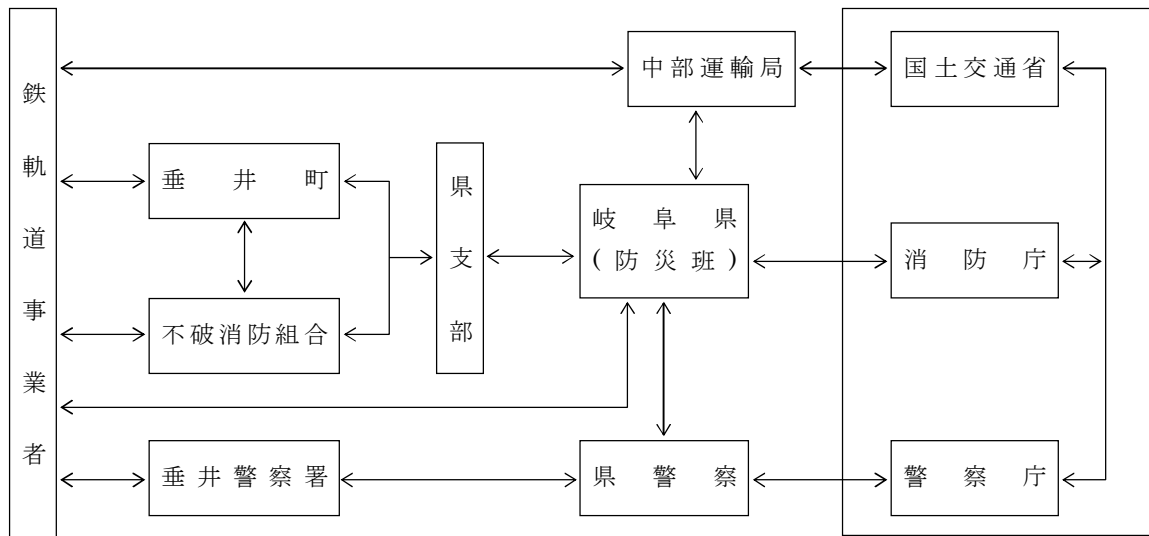
鉄軌道における列車の衝突等の大規模な鉄道事故による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずるものとする。

### 2 災害情報の収集・連絡体制及び通信の確保

#### (1) 災害発生時の情報伝達系統

鉄道災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

なお、情報収集するに当たっては、県、警察等により、必要に応じヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努めるものとする。



#### (2) 応急対策活動情報の連絡

鉄軌道事業者は、町に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、必要に応じて関係機関と緊密な情報交換を行うものとする。

#### (3) 通信手段の確保

町は、災害発生直後、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。電気通信事業者は、災害時における町及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

### 3 活動体制の確立

(1) 町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

#### (2) 広域的な応援体制

町独自では、十分な応急活動が実施できない場合、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援の斡旋を要請するものとする。

#### (3) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を  
するよう求めるものとする。

#### 4 救助・救急、医療及び消火活動

##### (1) 救助・救急活動

###### ア 町による救助・救急活動

町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対  
策本部等国の各機関、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により、県を通じて他の地  
方公共団体に応援を要請するものとする。

###### イ 資機材等の調達等

町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効  
率的な救助・救急活動を行うものとする。

##### (2) 医療活動

町は、各医療機関に対し医療班の派遣を要請するものとする。

##### (3) 消火活動

町及び不破消防組合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うもの  
とする。

##### (4) 交通の確保

町、道路管理者及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、  
緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用  
して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するた  
め、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

##### (5) 代替交通手段の確保

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送  
等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能  
な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。

#### 5 被災者の家族等への情報伝達活動

(1) 町は、県、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関と連携して、被災者の家族等のニーズを十分  
把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療検閲などの情報、それぞれの機関が講じている施策に  
関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確な情報を適切に提供するものとする。

(2) 町、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、  
相互に連絡をとりあうものとする。

(3) 情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという住民のニーズに応え  
るため、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

## 第3節 道路災害対策

関係機関：総務課 企画調整課 健康福祉課 建設課 不破消防組合 消防団

### 第1項 災害予防計画

#### 1 対策の方針

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対応するため、安全情報の充実、道路施設等の整備、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

#### 2 道路交通の安全のための情報充実

町及び防災関係機関は、気象庁による気象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

#### 3 道路施設等の整備

##### (1) 道路施設等の整備

道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努め、必要な施設の整備を図る。また、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。

##### (2) 道路ネットワーク整備

道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に図るものとする。

#### 4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### (1) 情報の収集・連絡関係

###### ア 情報の収集・連絡体制の整備

町、道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、道路災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

###### イ 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確

保に努めるものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

町、道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町、道路管理者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係

ア 救急・救助活動関係

町及び不破消防組合は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 医療活動関係

町及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。町は、あらかじめ、道路管理者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ 消火活動関係

道路管理者、市町村等は、平常時より関係機関相互間の連携強化を図るものとする。

(4) 緊急輸送活動関係

町、県、警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努めるものとする。また、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について民間団体等との協定の締結に努めるものとする。

(5) 危険物等の流出時における防災活動関係

町及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防災活動を行うことができるよう資機材の整備促進に努めるものとする。

(6) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、放送事業者等は、道路災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

(7) 防災関係機関の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。

町、警察、道路管理者及び防災関係機関は、相互に連携した防災訓練を実施するものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

町、県、警察、道路管理者及び防災関係機関が訓練を行うに当たっては、道路災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(8) 施設、設備の応急復旧活動関係

道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。また、応急復旧を円滑に行うため、関係業界団体の保有する労働力、資機材等についてあらかじめ把握しておくものとする。

(9) 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

5 防災知識の普及

町及び県は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

# 第3節 第2項 災害応急対策

## 1 対策の方針

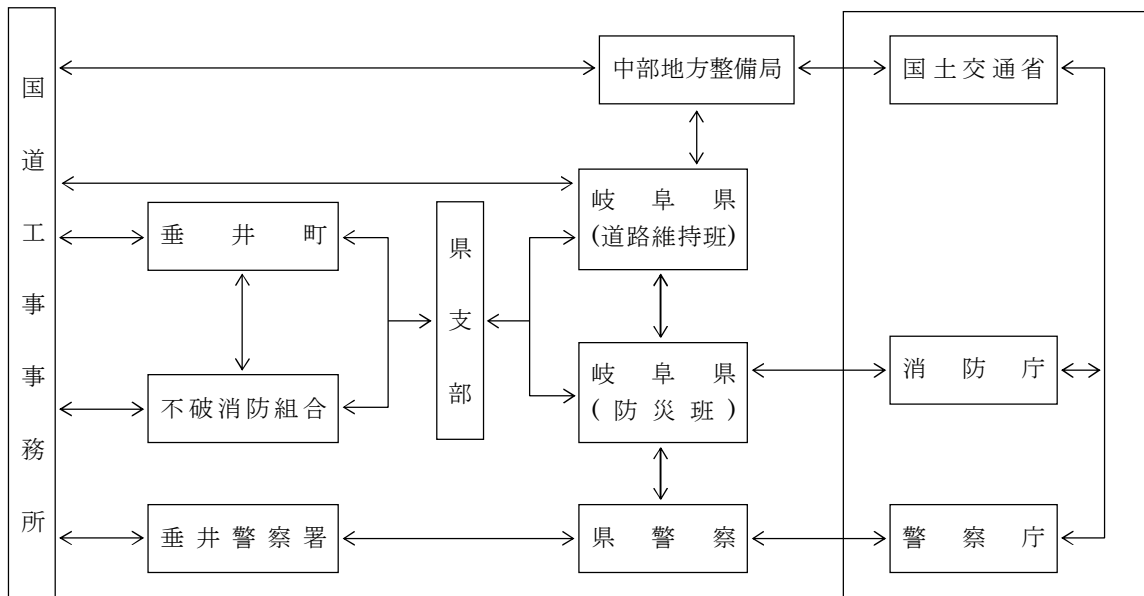
トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずるものとする。

## 2 災害情報の収集・連絡体制及び通信の確保

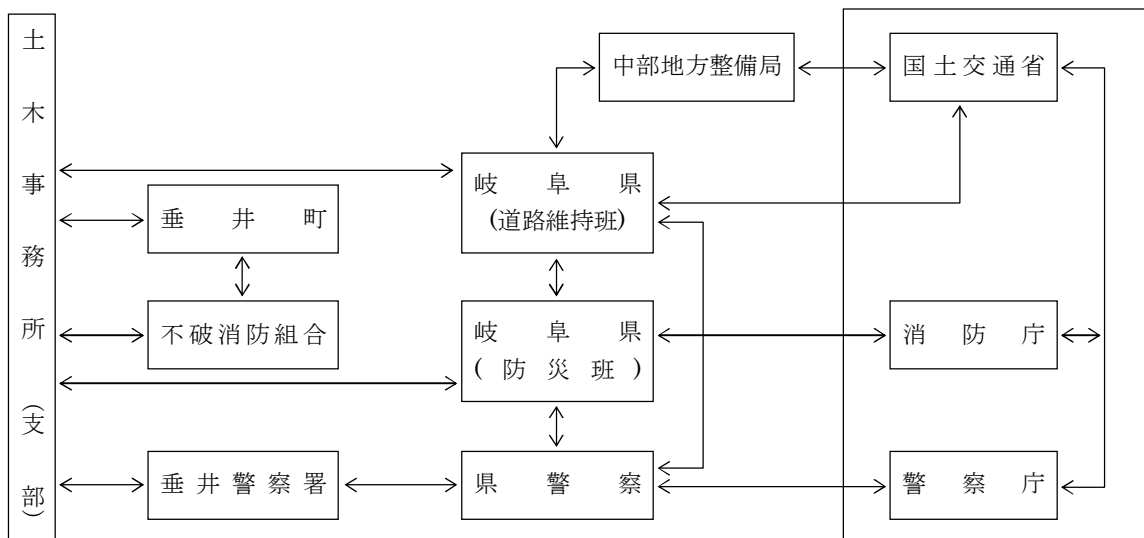
道路災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

なお、町は、情報収集をするに当たって、必要に応じ、県及び警察に要請し、ヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努めるものとする。

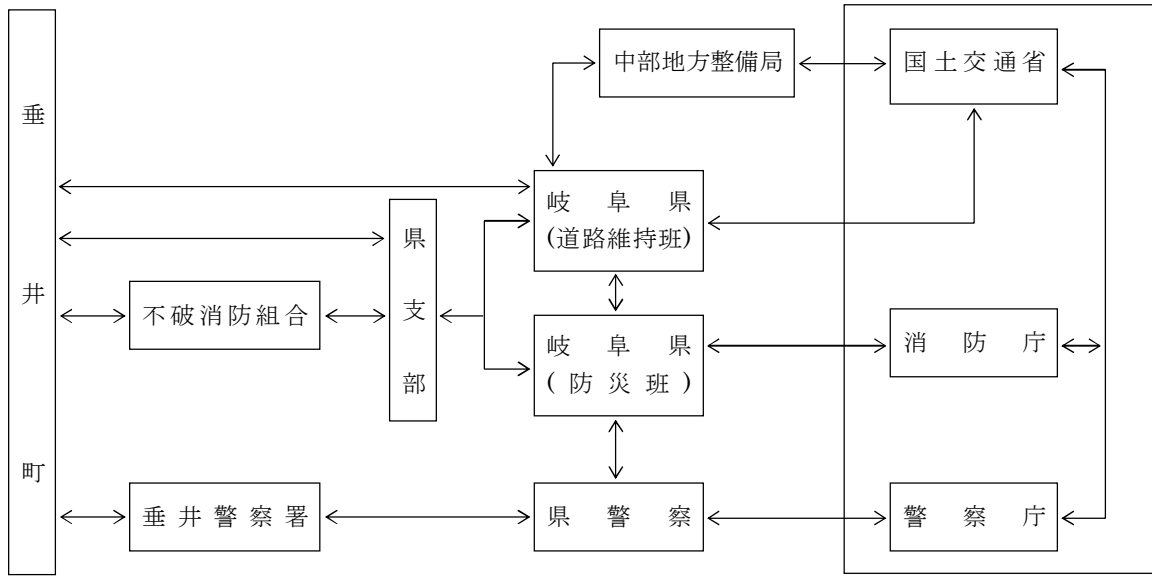
### (1) 国の管理する道路



### (2) 県の管理する道路



(3) 町の管理する道路



(4) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

(5) 通信手段の確保

町は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

3 活動体制の確立

(1) 町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 広域的な応援体制

町独自では、十分な応急活動が実施できない場合、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援の斡旋を要請するものとする。

(3) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

4 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

ア 救助・救急活動

町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により県を通じて他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

イ 資機材等の調達等

町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効

率的な救助・救急活動を行うものとする。

(2) 医療活動

町は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療班の派遣を要請するものとする。

(3) 消火活動

町は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

## 5 緊急輸送のための交通の確保

町及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。

## 6 危険物の流出に対する応急対策

(1) 道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 町、警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

## 7 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

(1) 町は、町が管理する道路について、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。

(2) 町は、町が管理する道路について、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

## 8 被災者の家族等への情報伝達活動

(1) 町は、県及びその他防災関係機関と連携して、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

(2) 県、町及びその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

(3) 情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという住民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。



## 第4節 危険物等保安対策

関係機関：総務課 企画調整課 健康福祉課 建設課 不破消防組合 消防団

### 第1項 災害予防計画

#### 1 対策の方針

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害を防止し、あるいは災害発生時における危険物等の保安を確保するため、必要な措置を行うものとする。

#### 2 危険物等関係施設の安全性の確保

##### (1) 危険時の通報

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、その施設において危険物等の流出、火災、その他の事故が発生したときは、災害を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちにその旨を不破消防組合及び警察署に通報するものとする。

##### (2) 緊急措置

不破消防組合は、災害の発生防止のため、緊急の必要があるときは、危険物等の使用を停止し、又は危険物等の取扱いを制限し、若しくは変更を命ずるものとする。

##### (3) 規制、立入検査等

危険物等の貯蔵・取扱事業者は法令で定める技術基準を遵守するものとする。また、不破消防組合は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

町及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、予防規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

##### (4) 教養、指導

不破消防組合及び危険物等の貯蔵・取扱事業者団体は、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関連施設における保安体制の強化を図るものとする。

##### (5) 安全性の向上

不破消防組合及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、必要な再発防止対策を講じることにより、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

#### 3 危険物等の輸送対策（移送、移動も含む。）

不破消防組合は、危険物等の運搬等について、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、イエローカード携行の普及を推進する。また、車両火災の予防などについて指導するものとする。

#### 4 高速道路上の危険物等事故対策

高速道路における危険物等事故対策については、岐阜県高速道路における危険物運搬車両事故防止等対策協議会の定める「高速道路における危険物運搬車両事故現場対応マニュアル」等により対応するものとする。

#### 5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### (1) 情報の収集・連絡関係

###### ア 情報の収集・連絡体制の整備

町は、県、事業者及びその他防災関係機関と連携して、それぞれの機関及び機関相互間において、危険物等災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

##### (2) 災害応急体制の整備関係

###### ア 職員の体制

不破消防組合、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

###### イ 防災関係機関相互の連携体制

不破消防組合、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。また、危険物等の貯蔵・取扱事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

###### ウ ガス爆発防止対策連絡協議会の設置

高圧ガスについては、ガス事業者、電力会社、不破消防組合及び警察等関係機関は町に必要なに応じ、ガス爆発防止対策連絡協議会を設置し、高圧ガスによる爆発の防止あるいは緊急時の通報体制、初期出動体制及び避難体制等の整備を図り、保安の確立を推進するものとする。

##### (3) 救急・救助、医療及び消火活動関係

###### ア 救急・救助活動関係

町及び不破消防組合は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

###### イ 医療活動関係

町及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬

品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。町は、あらかじめ、危険物等の貯蔵・取扱事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ 消火活動関係

町は、平常時から不破消防組合、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

町及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動関係

町、警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努めるものとする。警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。また、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 危険物等の流出時における防除活動関係

町、県及び不破消防組合は、危険物等が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

石油事業者団体等は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図るものとする。

(6) 避難収容活動関係

町は、避難場所、避難所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。また、要配慮者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導体制の整備に努めるものとする。

(7) 施設、設備の応急復旧活動関係

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

(8) 防災業務関係者の安全確保関係

町は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

(9) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、放送事業者等は、危険物等災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

(10) 防災関係機関等の防災訓練の実施

#### ア 防災訓練の実施

不破消防組合及び警察は、様々な危険物等災害を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施するものとする。町は、警察、不破消防組合、消防団、自主防災組織、住民等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

#### イ 実践的な訓練の実施と事後評価

町、警察、不破消防組合、消防団、自主防災組織、住民等が訓練を行うに当たっては、危険物等災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

#### (1) 災害復旧への備え

不破消防組合及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

### 6 防災知識の普及、訓練

#### (1) 防災知識の普及

町及び不破消防組合は、危険物安全週間、防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。

#### ア 危険物

危険物安全週間（毎年6月第2週の日曜日から土曜日までの1週間）

危険物安全の日（毎月8日）

#### イ 高圧ガス

高圧ガス保全活動促進週間（毎年10月下旬の1週間）

L P ガス消費者保安月間（毎年10月）

#### ウ 火薬類

火薬類危害予防週間（毎年6月中旬の1週間）

#### (2) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

町は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

## 第4節 第2項 災害応急対策

### 1 対策の方針

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずるものとする。

### 2 災害情報の収集・連絡及び通信の確保

#### (1) 災害情報の収集・連絡

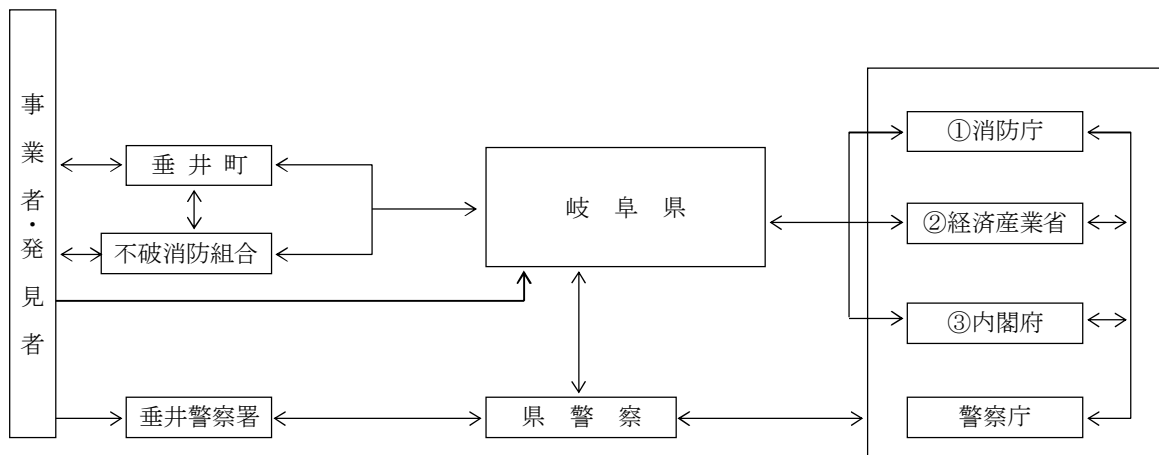
ア 危険物等災害発生直後の被害の第一報等の収集・連絡

ア) 事業者は、火災の発生状況、人的被害等の情報を直ちに町等へ連絡するものとする。

イ) 町は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的  
 情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

#### (2) 災害発生時の情報伝達系統

危険物災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。



①危険物、②火薬類、高圧ガス、③毒物劇物、による災害時  
 ②③の場合にも必要に応じ、消防庁へ連絡する。  
 また、河川等へ危険物等が流出した場合、必要に応じ、県支部総務班へ連絡す

#### (3) 応急対策活動情報の連絡

ア 事業者は、町に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

イ 町は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

ウ 防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

#### (4) 通信手段の確保

ア 町は、県、事業者及びその他防災関係機関と連携して、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 電気通信事業者は、災害時における防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

### 3 活動体制の確立

#### (1) 事業者の活動体制

ア 事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

イ 事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。

ウ 事業者は、不破消防組合等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

#### (2) 町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

#### (3) その他防災関係機関の活動体制

ア 防災関係機関は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ 防災関係機関は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

#### (4) 広域的な応援体制

ア 町独自では、十分な応急活動が実施できない場合、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援の斡旋を要請するものとする。

イ 事業者は、被害の規模に応じて、あらかじめ事業者により締結された広域応援協定等に基づき、他の事業者により応援を要請するものとする。

#### (5) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

#### (6) 防災業務関係者の安全確保

ア 町は、県と連携して、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るものとする。

イ 町は、県と連携して、応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行うものとする。

### 4 災害の拡大防止活動

事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

町及び不破消防組合は、県と連携して、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

## 5 救助・救急、医療及び消火活動

### (1) 救助・救急活動

#### ア 町、県及び国の各機関による救助・救急活動

町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により県を通じて他の市町村等に応援を要請するものとする。

#### イ 資機材等の調達等

町は必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

### (2) 医療活動

ア 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

イ 町は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療班の派遣を要請する。

### (3) 消火活動

不破消防組合、消防団、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

### (4) 交通の確保

町及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。

## 6 危険物等の流出に対する応急対策

(1) 危険物等が河川等に排出された場合は、災害の原因者等は防除措置を講ずるものとする。

(2) 不破消防組合は、危険物等が河川等に流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

(3) 町及び県は、危険物等が河川等に流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し迅速に対応するものとする。

(4) 防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。

## 7 避難収容活動

### (1) 避難誘導の実施

ア 発災時には、町は、人命の安全を第一に住民等の避難誘導を行うものとする。

イ 避難誘導に当たっては、町は、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

### (2) 避難所

#### ア 避難所の開設

町は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。

#### イ 避難所

町は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、「本章第6節第2項 避難対策」によるものとする。

## 8 施設・設備の応急復旧活動

町は、必要に応じて専門技術をもつ人材等の派遣を県に要請して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

## 9 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 町は、事業者と連携して、被災者等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

(2) 町、県及び事業者は、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

(3) 情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという住民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。



## 第5節 林野火災対策

関係機関：総務課 企画調整課 健康福祉課 建設課 産業課 不破消防組合 消防団

### 第1項 災害予防計画

#### 1 計画の方針

本町における林野面積は、全面積の約60%を占めており、ひとたび林野火災が起これば大災害につながるおそれがある。このため、町において林野の災害を防止、または被害の軽減を図るため、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行うものとする。

#### 2 林野火災に強い地域づくり

##### (1) 防火林道、防火森林の整備

町及び県は、必要な地域に防火林道、防火森林の整備等を実施する。

##### (2) 火の使用制限

町及び不破消防組合は、火災警報発令時の火の使用制限の徹底を図るとともに、多発危険期等における巡視及び監視等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。なお、火災警報が発令された場合、町及び林野の所有（管理）者は、火の使用制限を行うものとする。

##### (3) 森林保全管理活動の促進

林野の所有（管理）者、西南濃森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努めるものとする。

#### 3 林野の所有（管理）者の管理上の指導

町及び西南濃森林組合は、林野火災に関し、林野の所有(管理)者に対し必要な施業を行うよう指導するものとする。

##### (1) 防火線、防火樹帯の設置及び造林地の防火樹の導入を図る。

##### (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保を図る。

##### (3) 林道構築に当たっては、林野火災を考慮した路線及び施設の設定を図る。

##### (4) 事業地には、防火処置を行う。

##### (5) 火入れに当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）に基づくほか不破消防組合と密接な連絡を図る。

##### (6) 火災多発危険期においては、自衛のため積極的に見回りを行う。

#### 4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### (1) 情報の収集・連絡関係

###### ア 情報の収集・連絡体制の整備

町及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において林野火災に対する情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

#### イ 情報の整理

町は、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。

#### ウ 通信手段の確保

町は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

町、県及びその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常時からその確保に努めるものとする。なお、その際、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備に配慮するものとする。

### (2) 災害応急体制の整備関係

#### ア 職員の体制

町及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

#### イ 防災関係機関相互の連携体制

町及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

### (3) 救助・救急、医療及び消火活動関係

#### ア 救助・救急活動関係

町及び不破消防組合は、林野火災工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

#### イ 医療活動関係

町及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。町は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

#### ウ 消火活動関係

町及び県は、防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、広域航空応援体制の整

備、活動拠点及び資機材の整備等を積極的に実施できる体制づくりを推進する。なお、平常時から不破消防組合、消防団及び自主消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

町及び林野の所有（管理）者は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動関係

町、警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備をするものとする。

(5) 避難収容活動関係

町は、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。また、要配慮者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努めるものとする。

(6) 施設、設備の応急復旧活動関係

町は、それぞれの所管する公共施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

(7) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、放送事業者等は、林野火災に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。町及び県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

不破消防組合は、様々な林野火災を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施するものとする。

町、県、不破消防組合、西南濃森林組合、民間企業、住民等は、相互に連携した防災訓練の実施に努めるものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

町、西南濃森林組合等が訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定や実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

5 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

町及び不破消防組合は、山火事予防期間、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への啓発を実施する。なお、住民等への啓発は、多発危険期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発

生傾向に十分留意する。また、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板の設置や防火水槽を設置するなど防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進するものとする。

なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用するものとする。

## (2) 保健休養林等の保全

町は、レクリエーション等住民の保健と、休養の場となっている「東海自然歩道」、「菩提山ハイキングコース」、「南宮山ハイキングコース」、「青羅公園」、「不破北部防災ダム周辺」等については、特に自然環境を保持するため、森林愛護及び防火思想の普及に努めるものとする。

## (3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

町は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

## (4) 住民の防災活動の環境整備

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設装備の充実、青年層や女性の団員への参加促進等消防団の活性化を促進し、その育成を図るものとする。また、林野火災の予防活動について、住民や林業従事者等の協力が不可欠であり、町は住民や事業所等の自主防災活動を育成、助長するものとする。

## (5) 防災関係機関等の防災訓練の実施

### ア 防災訓練の実施

不破消防組合は、様々な林野火災を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。町、県、不破消防組合、民間企業及び住民等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

### イ 実践的な訓練の実施と事後評価

町及び県が訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫すること。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

## 6 林野火災特別地域事業の実施

本町を含む西濃地域は、林野火災対策を集中的かつ計画的に実施する必要があるものとして、昭和56年に林野火災特別地域に指定された。

町は、関係市町及び消防組合と協議、検討し、共同して次の事項を総合的に行うものとする。

- (1) 防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防
- (2) 火災予防の見地からの林野管理
- (3) 消防施設等の整備
- (4) 火災防御訓練等

# 第5節 第2項 災害応急対策

## 1 対策の方針

火災による広範囲にわたる林野の焼失といった林野火災に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずるものとする。

## 2 災害情報収集・連絡体制及び通信の確保

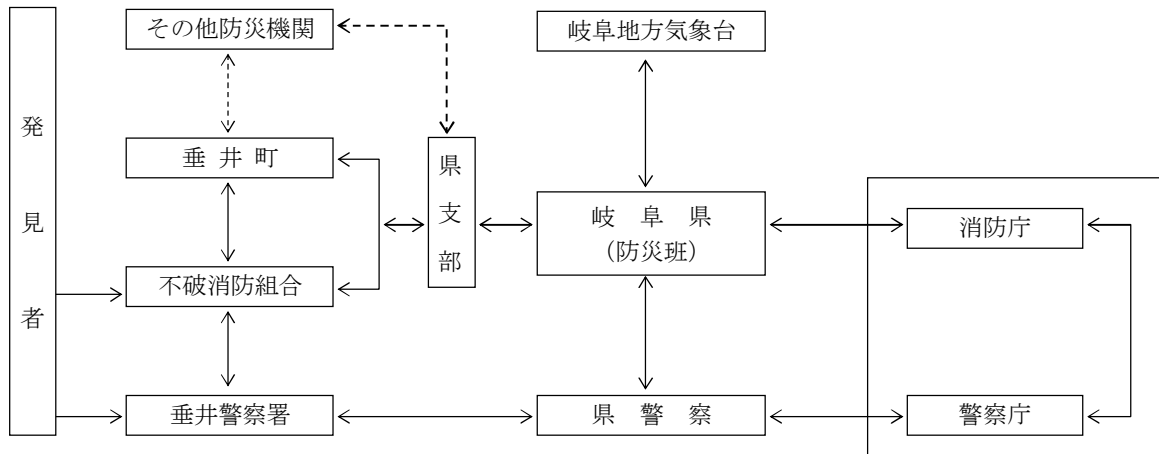
### (1) 災害情報の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

### (2) 災害発生時の情報伝達系統

林野火災が発生した場合の火災発生情報・被害情報等の情報伝達系統は次によるものとする。

※ <-----> 必要に応じ連絡



### (3) 応急対策活動情報の連絡

ア 町は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

イ 防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

### (4) 通信手段の確保

ア 町及びその他防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 電気通信事業者は、災害時における町の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

## 3 活動体制の確立

### (1) 事業者の活動体制

林業関係事業者は、不破消防組合等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努めるものとする。

## (2) 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

## (3) その他防災関係機関の活動体制

ア 防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ 防災関係機関は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

## (4) 広域的な応援体制

町独自では十分な応急活動が実施できない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により、県を通じて他の市町村に応援を指示するものとする。

## (5) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

## 4 救助・救急、医療及び消火活動

## (1) 救助・救急活動

## ア 町及び不破消防組合による救助・救急活動

町及び不破消防組合は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、消防組織法第44条に基づく「緊急消防援助隊」及び「災害応援に関する協定書（中部9県1市応援協定）」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により他の都道府県等に応援を要請するものとする。

## イ 資機材等の調達等

町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

## (2) 医療活動

ア 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

イ 町は、医療機関に対し、医療班の派遣を要請する。

## (3) 消火活動

## ア 町及び不破消防組合による消火活動

(ア) 町及び不破消防組合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(イ) 住民、自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、不破消防組合に協力するよう努めるものとする。

(ウ) 町及び不破消防組合は、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施す

るとともに、時期を失することなく、近隣市町に応援要請を行うなど早期消火に努めるものとする。

## 5 避難収容活動

### (1) 避難誘導の実施

ア 町は、人命の安全を第一に住民等の避難誘導を行うものとする。

イ 町は、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

### (2) 避難所

町は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。詳細については、「本章第6節第2項 避難対策」によるものとする。

## 6 被災者等への的確な情報伝達活動

町及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

## 7 二次災害の防止活動

町及び県は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

## 第6節 大規模な火事災害対策

関係機関：総務課 企画調整課 健康福祉課 建設課 不破消防組合 消防団

### 第1項 災害予防計画

#### 1 計画の方針

多数の死傷者等の発生を伴う大規模な火災（林野火災を除く。）に対応するため、災害に強いまちづくり、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行うものとする。

#### 2 災害に強いまちづくり

##### (1) 災害に強いまちの形成

ア 町及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

イ 町及び事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

##### (2) 火災に対する建築物の安全化

###### ア 消防用設備等の整備、維持管理

町及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

###### イ 建築物の防火管理体制

不破消防組合及び事業者等は、多数の人が出入りする事務所等の高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

##### (3) 建築物の安全対策の推進

ア 町、不破消防組合及び県は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するものとする。

イ 町、不破消防組合、県及び事業者等は、高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性



材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。

### 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

#### (1) 情報の収集・連絡関係

##### ア 情報の収集・連絡体制の整備

町及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、大規模な火災に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

町及び県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

##### イ 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、通信ケーブル、CATVケーブルの地中化の促進を図るものとする。

#### (2) 災害応急体制の整備関係

##### ア 職員の体制

町及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

##### イ 防災関係機関相互の連携体制

町、県及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

#### (3) 救急・救助、医療及び消火活動関係

##### ア 救急・救助活動関係

町及び不破消防組合は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

##### イ 医療活動関係

町及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

町及び県は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るととも

に、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

#### ウ 消火活動関係

町は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から不破消防組合、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

#### (4) 緊急輸送活動関係

町、警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関係施設について災害時の管理体制の整備に努めるものとする。警察は、災害発生時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

#### (5) 避難収容活動関係

町及び自主防災組織は、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布により、その内容を住民に対し周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

指定緊急避難場所については、木造住宅密集地帯外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じて大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

#### (6) 施設、設備の応急復旧活動関係

町及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材の整備を図るものとする。

#### (7) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町及び放送事業者等は、大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。

町及び県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

#### (8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

##### ア 防災訓練の実施

不破消防組合は、大規模な火災を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施するものとする。

町、県、警察、事業者、防災関係機関、住民等は、相互に連携した防災訓練を実施するものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

町、警察、事業者及び防災関係機関が訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

4 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

町等は、全国火災予防運動、防災週間等を通じて、住民に対し、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。また、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、類似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

(2) 防災関連設備等の普及

町は、住民等に対して消火器、避難用補助器具等の普及に努めるものとする。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

町は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

## 第6節 第2項 災害応急対策

### 1 対策の方針

大規模な火事（林野火災を除く。）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火災に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずるものとする。

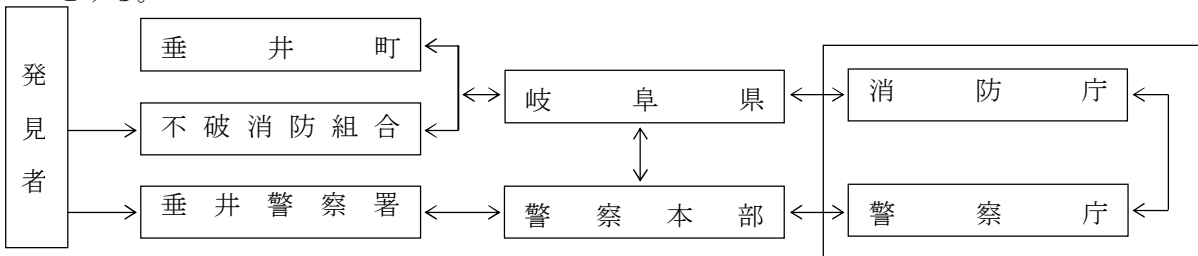
### 2 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

#### (1) 災害情報の収集、連絡

町は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡するものとする。

#### (2) 災害発生時の情報伝達系統

大規模な火災が発生した場合の災害発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。



#### (3) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

#### (4) 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、災害現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。電気通信事業者は、災害時における町、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

### 3 活動体制の確立

#### (1) 町及び県の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

#### (2) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

#### (3) 広域的な応援体制

町は独自では、十分な応急活動が実施できない場合、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により県に他の市町村の応援の斡旋を要請するものとする。

#### (4) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

### 4 救助・救急、医療、消火活動等

#### (1) 救助・救急活動

町及び不破消防組合は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

#### (2) 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

町は、医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請する。

#### (3) 消火活動

不破消防組合、消防団等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

#### (4) 交通の確保

町及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送確保のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行うものとする。警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、社団法人岐阜県警備業協会に対し、交通誘導の実施等を要請するものとする。

### 5 避難収容活動

#### (1) 避難誘導の実施

町は、大規模な火事により人に危害の及ぶおそれのある場合には、人命の安全を第一に住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

#### (2) 避難所

町は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、「本章第6節第2項 避難対策」によるものとする。

### 6 被災者等への的確な情報伝達活動

町及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、大規模な火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。